

パラハートちょうふロゴ及びアートデザインの使用に関するガイドライン

【令和2年11月】

調布市は、東京2020大会の開催を契機として、共生社会の重要性をこれまで以上に発信していくため、さまざまな分野にわたる取組を展開します。

このたび、この取組における調布市のキャッチフレーズとして「パラハートちょうふ、つなげよう、ひろげよう、共に生きるまち」を定めました。このキャッチフレーズを広く活用していくため、ロゴを作成しました。

また、共生社会の実現に向けた様々な取組を、より印象的にわかりやすく、一体感を持って展開していくために、取組を象徴するアートデザインを用いた効果的なPRを図ります。

市民・事業者の皆さんもこのロゴ及びアートデザインを使って、みんなでパラリンピックを盛り上げ、共生社会の実現に向けて共に取り組みませんか。このロゴ及びアートデザインは無料でご使用いただけます。

なお、使用に当たっては、必ず本ガイドラインをご確認いただき、注意事項や使用上の注意点にご留意のうえご使用ください。

1 ロゴについて



この「パラハートちょうふ」というキャッチフレーズには、「市内外の多くの方々がさまざまな障害に対する理解を深め、一人ひとりが寄り添う心を持ち、手を取り合って暮らせる共生社会を実現したい」という思いを込めています。

1-1 ロゴのデザイン(全6種)

ロゴのデザインは以下の6種です。ご使用の用途などに合わせてお選びください。

カラー(横・縦)

A-1



グレースケール(横・縦)

B-1



白黒(横・縦)

C-1



つなげよう、ひろげよう、
共に生きるまち



つなげよう、ひろげよう、
共に生きるまち



つなげよう、ひろげよう、
共に生きるまち

1-2 ロゴの使用上の注意事項

- ・東京2020大会関連マーク(大会エンブレム等)と併用して使用することはできません。
- ・ロゴのデータは、「PNG形式」で提供可能です。市ホームページからダウンロードできます。
なお、「JPG形式」または「ai形式」をご希望の場合は、データの入ったCD-ROMを貸出いたします。
- ・色及び縦横比の修正・変更はできません。
- ・ロゴの文字を識別しにくい背景で表示しないでください。



2 アートデザインについて



令和元年7月24日に開催された「調布サマーフェスティバル2019」で、パラアート展の関連ワークショップを行いました。市内の福祉作業所メンバーとイベントに来場した子どもたちが、指や手に絵の具をつけて、一緒に楽しみながら制作したアート作品のデザインです。



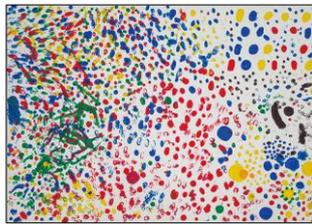
※制作の様子

2-1 アートデザイン(全4種)

アートデザインは以下の4種です。ご使用の用途などに合わせてお選びください。



a



b



c



d

2-2 アートデザインの使用上の注意事項

- ・アートデザインのデータは、「JPG形式」及び「PSD形式」で提供可能です。市ホームページからダウンロードいただくか、PSD形式をご希望の場合は、データの入ったCD-ROMを貸出いたします。
- ・デザインの近くに(上に重ねての表示も可)「調布市パラアート展作品」と表示してください。ただし、ロゴと併せて使用する場合は表示不要です。
- ・色及び縦横比の修正・変更は不可。切り抜き加工や文字・その他の画像等を重ねる加工は可。

3 使用方法・使用例

地域や各団体のイベントグッズ(バッジ、うちわ、ポケットティッシュなど)、ポスター、チラシ、のぼりなどに使用できます。



4 使用の手続き

※ 無料で使用できますが、事前の届出が必要です。

- (1) 本ガイドラインをご確認のうえ、「使用届出書」を記入してください。
具体的な使用方法がわかる資料（レイアウト図やデザイン案等）もあわせて添付してください。

※ガイドラインや使用届出書は、市ホームページからダウンロードできます。
市役所8階の文化生涯学習課窓口でも配布しています。



【注意事項】ロゴ及びアートデザインは、次の場合を除いて使用することができます。

- ① 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- ② 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- ③ 第三者の利益を害するものと認められる場合
- ④ 原則として、特定の個人、団体、法人（市を除く。）又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合
- ⑤ 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
- ⑥ その他、市がロゴ及びアートデザインの使用が適当でないとする場合

- (2) メール、FAX、郵便、直接持参のいずれかの方法により、「使用届出書」を調布市役所に提出してください。

メール bunsin@city.chofu.lg.jp
FAX 042-481-6881
郵送・持参 〒182-8511 調布市小島町 2-35-1 調布市役所 8階 文化生涯学習課

- (3) 「使用届出書」を市に提出以降、ロゴ及びアートデザインの使用を開始できます。
ガイドラインに定めた事項を守って使用してください。

※使用開始に当たって市からの連絡は行いません。ただし、内容について確認が必要な場合や、ガイドラインに従っていないと認められる場合は市から連絡することがあります。

【注意事項】

- ・ロゴのデータを「ai形式」等で、または、アートデザインのデータを「PSD形式」で提供希望の場合は、データの入った CD-ROM を貸出いたしますので、受取方法等についてご相談ください。

- (4) 「使用届出書」に記載した用途に限った使用とし、無断転用は行わないでください。
届け出た内容を変更する場合は、再度「使用届出書」を提出してください。

- (5) ロゴ及びアートデザインを使用したグッズ等について、完成品またはその写真をご提供ください。
情報提供いただいた取組について、市ホームページ等で広くPRさせていただきます。

5 全般的事項

- ・必ず、本ガイドラインに従ってロゴ及びアートデザインを使用してください。
- ・ロゴ及びアートデザインのイメージやその趣旨を損なわないよう十分に配慮してください。
- ・ロゴ及びアートデザインの色や縦横比の修正・変更はできません。
- ・ロゴ及びアートデザインに関する一切の権利は、調布市に帰属します。
- ・本ガイドラインによる使用の届出は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴ及びアートデザインを使用する権利を付与するものではありません。また、使用者又は使用対象物等について市が推奨を行うものではありません。
- ・ロゴ及びアートデザインの使用によって問題や損害が生じても、市は一切関与しません。
- ・ロゴ及びアートデザインを使用した対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、使用者本人が全責任を負い、必要な処置を行ってください。
- ・本ガイドラインの内容は、必要に応じて変更する場合があります。
- ・その他、ご不明な点などありましたら、下記までお問い合わせください。

6 問い合わせ・届出先

〒182-8511 調布市小島町2-35-1 調布市役所8階

調布市 生活文化スポーツ部 文化生涯学習課

電話:042-481-7139

FAX:042-481-6881

メール:bunsin@city.chofu.lg.jp